

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第108号
事故等種類	衝突（汚濁防止膜）
発生日時	平成26年11月4日 05時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港（本渡瀬戸） 本渡瀬戸灯標から真方位321° 1,340m付近 （概位 北緯32° 26.05′ 東経130° 12.60′）
事故等調査の経過	平成26年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 政好丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	136409、株式会社政好丸
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海） 航海士A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底外板に塗料剥離、プロペラ翼に擦過傷 汚濁防止膜 ワイヤ及びロープの切断、カーテン部分に破損
事故等の経過	本船は、船長及び航海士Aほか2人が乗り組み、A重油231kl及び軽油75klを積載し、本渡瀬戸を約10ノットの対地速力で南南東進した。 本船は、航海士Aが単独で操船中、本船の右舷船首方に黄色灯浮標1個を初認したので減速し、間もなく2個目の黄色灯浮標を視認したのでサーチライトで照射したところ、本船の船首前方に汚濁防止膜を認め、操縦レバーを後進としたが、主機が停止した。 本船は、前進行きあしが止まらず、平成26年11月4日05時20分ごろ、汚濁防止膜に衝突した。 本船は、本事故後、船体を点検したところ異常はなかったが、汚濁防止膜の錨鎖がプロペラ翼に絡まっていたので、近くの漁業協同組合に救援を依頼し、同組合の潜水夫により絡まった錨鎖が取り外された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、海上 平穏
その他の事項	平成26年第十管区水路通報第37号によれば、本事故発生場所付近では、平成26年10月1日から11月30日の期間中、日出から日没までの間、潜水士及び作業船による護岸改良工事が実施されており、同工事現場周辺には灯浮標が設置された汚濁防止膜が敷設されていた。

	<p>船長及び航海士 A は、本事故発生場所付近で護岸改良工事が実施されていること、及びその周辺に汚濁防止膜が敷設されていることを知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約 2.30m、船尾約 3.50m であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、本渡瀬戸を南南東進中、船長及び航海士 A が、護岸改良工事が実施されていることも汚濁防止膜が敷設されていることも知らなかったことから、航海士 A が、船首方に黄色灯浮標を視認したものの、同じ針路で航行し、汚濁防止膜に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、本渡瀬戸を南南東進中、船長及び航海士 A が、護岸改良工事が実施されていることも汚濁防止膜が敷設されていることも知らなかったため、航海士 A が、船首方に黄色灯浮標を視認したものの、同じ針路で航行し、汚濁防止膜に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域の水路状況を事前に調査し、工事等の情報収集を行うこと。 ・ 単独の当直とせず、複数人での当直を行うことが望ましい。